

政令第 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「新設又は改築」を「新設等」に改め、同条中「又は都道府県道の新設又は改築は」を「若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 道路の附属物である自動車駐車場の新設又は改築

第九条第三号を次のように改める。

三 その他国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の

附属物の新設若しくは改築であつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

第九条第四号及び第五号を削る。

第十二条を第十三条とする。

第十一条第一項中「次に」を「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十四号、第十五号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項第一号（道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。）又は第二号から第四号まで」を「法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第十四号又は第十五号」に改め、同条第三項本文中「の規定により市町村が道路管理者に代わつて行う」を「に規定する市町村の」に、「工事

」を「国道の新設等又は国道の維持等」に改め、同項ただし書中「第四条第一項第十六号及び第十七号」を「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」に、「工事」を「国道の新設等又は国道の維持等」に改め、同条第四項を削る。

第十一条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の維持又は修繕）

第十条 法第四十六条第八項の政令で定める国道又は都道府県道の維持又は修繕は、前条第一号に規定する車線の維持又は修繕とする。

本則に次の一条を加える。

（都市再生整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

第十四条 法第七十四条第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の

一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

（業務に関する計画の記載事項）

第七条の二 法第三十条の二第三項の規定による業務に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 当該業務に係る法第三十条の二第一項に規定する事業の実施区域
- 二 当該業務に係る従前居住者用賃貸住宅の戸数
- 三 当該業務の実施期間
- 四 その他当該業務に関する基本的な事項

第三十七条の表第三百三十三条第一項の項中「第三百三十三条第一項」を「第三百三十三条第一項及び第二項」に改め、同表第三百三十三条第二項の項中「第三百三十三条第二項」を「第三百三十三条第三項」に改める。

第三十九条の表第百三十三条第二項の項中「第百三十三条第二項」を「第百三十三条第三項」に改める。
第五十七条中「第二百九十条第三号イ」を「第三百一条第三号イ」に改め、同条第三号中「第二百九十条第二号」を「第三百一条第二号」に改める。

第五十八条中「第二百九十条第三号ロ」を「第三百一条第三号ロ」に改める。

第五十九条中「第二百九十七条」を「第三百八条」に改める。

(道路法施行令の一部改正)

第三条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「道路管理者」を「道路管理者等」に、「第三十条の四」を「第三十条の五」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章 道路管理者等

第一条の見出し中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第一項中「第十二条但書」を「第十二条ただし書」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「以下」を削り、同項第四号中「行なつた」を「行つた」に改め、同項第五号中「以下」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、法第十七条第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「都道府県知事又は都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村の長又は指定市以外の市町村」と、同項第五号及び第六号中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

第一条の四中「おいては」の下に「、あらかじめ」を加え、「告示しなければ」を「告示しなければ」に改める。

第一条の五中「おける」の下に「同条第五項の規定による」を加え、「については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げ

る字句に読み替えるもの」を「についての技術的読替は、次の表のとおり」に改め、同条の表中

十三条第三項、第十	み替える規定	
都道府県	読み替えられる字句	
指定市	合 法第十七条第一項の場	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
指定市以外の市	合 法第十七条第二項の場	

条第一項、第五十条
一項、第五十三條第
一項、第九十六條第二

十三條第四項

第一項

第十七條第一項

第十七條第二項

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句（法第
十七條第一項の場合）

読み替える字句（法第
十七條第二項の場合）

第十三條第三項、第十

都道府県

指定市

指定市以外の市

八條第一項、第五十條

を

第一項、第五十三條第一項、第九十六條第二項

第十三條第四項

第一項

關係都道府県

第十七條第一項

關係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七條第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四條第五項において同じ。

第十七條第二項

關係する指定市以外の市、都道府県又は指定市

第十三條第四項、第十

都道府県の

指定市の

指定市以外の市の

に、

<p>九条第二項、第五十条 第二項から第四項まで</p>	<p>第十三条第四項</p>
	<p>関係都道府県</p>
	<p>関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条第五項の項において同じ。）</p>
<p>関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市</p>	

第十三条第四項、第十 九条第二項、第五十条 第二項から第四項まで	を	都道府県の	指定市の	指定市以外の市の
--	---	-------	------	----------

に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十七条第三項の場合における同条第五項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

<p>第十八条第一項</p>					<p>第二条第二項第二号、第六号及び第七号</p>	
<p>第十六条又は</p>	<p>関係都道府県</p>	<p>都道府県の</p>	<p>修繕又は災害復旧</p>	<p>他の管理 が維持、修繕、災害復旧その</p>	<p>道路管理者</p>	
<p>第十六条若しくは</p>	<p>当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）</p>		<p>指定市以外の市町村の</p>	<p>修繕</p>	<p>第十七条第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕</p>	<p>道路管理者又は指定市以外の市町村</p>

<p>第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二</p>	
<p>道路管理者</p>	<p>決定して</p> <p>道路管理者」という。）</p>
<p>道路管理者等</p>	<p>決定し、道路管理者は</p> <p>道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>

条第一項、第四十四条の二第二項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項

<p>第二十四条の二第一項</p>	<p>及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項</p>
<p>駐車料金</p>	<p>道路の</p>
<p>指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転</p>	<p>道路管理者にあつては道路の</p>

		車を駐車させる者から、駐車料金
第三十九条第二項	道路管理者	当該占用料を徴収する道路管理者等
第四十七条の四第一項	道路管理者は、第四十六条第一項	第四十六条第一項
	一項	
	道路管理者等は、 、道路管理者等は	道路管理者等は
第四十七條の七第二項	協定を	道路管理者等が協定を
第四十八條の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
第四十八條の十八第一項及び 第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
第四十九條	道路の管理に関する	歩道の新設等に要する
	当該道路の道路管理者	指定市以外の市町村
第五十條第一項	都道府県が当該	指定市以外の市町村が当該

	当該都道府県	当該指定市以外の市町村
第五十条第二項	ものにあつては都道府県	もの（指定市以外の市町村が行う歩道の新設等に要する費用を除く。）にあつては都道府県の負担とし、指定区間外の国道に係るもので指定市以外の市町村が行う歩道の新設等に要する費用にあつては当該指定市以外の市町村
第五十条第三項及び第四項、 第五十三条第二項	他の都道府県	都道府県
第五十条第三項	当該国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの
第五十条第四項	国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在す

	関係都道府県	るもの 当該指定市以外の市町村及び関係都道府県
第五十三条第二項	都道府県が 都道府県に	指定市以外の市町村が 指定市以外の市町村に
第六十一条第二項	道路管理者	当該負担金を徴収する道路管理者等
第六十四条第一項	連結料並びに 負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修	連結料、 負担金並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第四項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了

	<p>繕及び災害復旧以外の管理を行 う都道府県若しくは指定市</p>	<p>の日までに指定市以外の市町村が徴 収すべきものは、当該指定市以外の 市町村</p>
<p>第七十三条第一項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>負担金等を徴収すべき道路管理者等</p>
<p>第七十四条第二項</p>	<p>道路管理者は、当該国道を新 設し、又は改築しようとする 場合において</p>	<p>新設又は改築をしようとする指定市 以外の市町村</p>
<p>第七十五条第一項</p>	<p>当該指定区間外の国道の道路 管理者</p>	<p>指定市以外の市町村</p>
<p>第七十五条第二項</p>	<p>都道府県道及び指定市の市道 に関し、都道府県知事は指定 市の市道以外の市町村道に関 し、次の各号に掲げる場合に</p>	<p>、都道府県道に関し、次に掲げる場 合においては、指定市以外の市町村</p>

	<p>第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十五条第三項</p>		<p>第九十六条第二項</p>
<p>においては、それぞれ当該道路の道路管理者</p>	<p>道路管理者</p>	<p>次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事</p>	<p>又は市町村である道路管理者 都道府県である道路管理者</p>
	<p>指定市以外の市町村</p>	<p>第一号、第二号及び第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣</p>	<p>若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村 都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村</p>

又は市町村に

若しくは市町村又は指定市以外の市
町村に

第一条の五を第一条の六とする。

第一条の四の次に次の一条を加える。

(指定市以外の市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等)

第一条の五 法第十七条第三項の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、植樹帯、路肩、横断歩道橋、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の新設、改築、維持又は修繕

二 道路の附属物であるさく、並木、街灯、自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築

第三条の二の見出しを「(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)」に改め、同条第一項中「設けられる」を「附属する」に改め、「自動車駐車場」の下に「又は

自転車駐車場」を加え、「自動車」を「自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二條第三項に規定する原動機付自転車（以下単に「原動機付自転車」という。）を含む。次条及び第三十條第二項第五号において同じ。）又は自転車」に改め、「おいては」の下に「、あらかじめ」を加え、「告示してしなければ」を「告示しなければ」に改め、同條第二項中「おいては」の下に「、あらかじめ」を加え、「告示してなければ」を「告示しなければ」に改める。

第三條の三の見出し中「自動車」の下に「又は自転車」を加え、同條中「定める自動車」の下に「又は自転車」を加え、「、災害復旧」を「又は災害復旧」に改め、「自転車駐車場」の下に「又は自転車駐車場」の下に「又は自転車」を加える。

第四條第一項第二十四号を同項第三十二号とし、同項第十六号から第二十三号までを八号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「者若しくは」を「者又は」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十四号の二を同項第二十二号とし、同項第十四号を同項第二十一号とし、同項第十三号の三を同項第二十号とし、同項第十三号の二中「第四十七條の六第一項」を「第四十七條の七第一項」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 法第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。

第四条第一項第十三号を同項第十七号とし、同項第十二号の二中「、及び」を「、並びに」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号を同項第十五号とし、同項第十一号の四を同項第十四号とし、同項第十一号の三を同項第十三号とし、同項第十一号の二を同項第十二号とし、同条第二項ただし書中「但し、前項第十六号及び第十七号に規定する」を「ただし、前項第二十四号及び第二十五号に掲げる」に、「日の後」を「日後」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十三号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号まで、第二十七号及び第二十八号に掲げる権限

二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。

三 法第二十四条本文の規定により道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

四 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第九号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

五 法第三十二条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

六 法第四十五条第一項又は第四十七条の四第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設けること。

七 法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

八 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定並びに法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項並びに第四十条第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。

九 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

十 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

十一 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

十三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めるところ。

十四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

十五 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

十六 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

十七 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十八 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。

十九 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。

二十一 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第四項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第五条中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、「ことのできる」を削り、「以外の」の下に「ものでこれらの者が道路管理者と協議して定める」を加え、同条第四号中「第四十七条の六第二項」を「第四十七条の七第二項又は第四十八条の十八第三項」に、「協定又はその」を「当該協定の」に改め、「及び」の下に「これを」を加え、同条第五号中「第四十七条の九」を「第四十七条の十」に改める。

第六条の見出しを「(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)」に改め、同条第一項中「国土交通大臣」の下に「又は指定市以外の市町村」を加え、「第二十七条第一項の規定により、」を「第二十七条第一項又は第二項の規定により」に、「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項」に改め、同条第二項中「道路管理者」を「道路管理者」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第四条第一項第一号に掲げる権限

第六条第二項第四号中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第一項第六号、第七号、第十二号、第十四号から第十七号まで及び第二十一号並びに前項第二号から第五号までに掲げる権限

二 電線共同溝整備法第五条第二項(電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合

を含む。)の規定により電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

三 電線共同溝整備法第十八条の規定により電線共同溝管理規程を定めること。

四 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議を成立させること。

4 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

第七条第六号中「自動車駐車場」の下に「、自転車駐車場」を加え、同条第八号中「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する」及び「。以下単に「原動機付自転車」という」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に改め、同条第九号中「第三十三条第二項」を「第三十三条第二項第一号」に改める。

第十一条の八第一項第二号中「を原動機付自転車」の下に「（側車付きのものを除く。）」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十六条の二 法第三十三条第二項第二号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

二 花壇その他道路の緑化のための施設

三 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車場であつて、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第七条第一項に規定する総合計画にその整備に関する事業の概要が定められたもの

第十九条第一項中「電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）」を「電線共同溝整備法」に改める。

第十九条の十一の見出し中「道路予定区域」を「指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合」に改め、同条中「まで」の下に「及び前項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十三号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

第二十六条の見出しを「（都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用）」に改め、同条中「及び前条」を削り、「法第十七条第二項」を「同条第二項」に改め、「及び第二十五条」を削り、同条に次の二項を加える。

2 第二十二條の規定は、法第十七條第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十二條中「都道府県」とあるのは、「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

3 前條の規定は、法第十七條第一項から第三項までの規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前條中「都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

第二十八條中「。以下本節において「補助基本額」という」を削り、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は当該歩道の新設等に係る国道若しくは都道府県道の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

第三十条中「、準用する」を「準用する」に、「第二十五条第二項」を「、第二十五条第二項」に、「道路管理者」を「、「道路管理者又は法第十七条第三項の規定により国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」に改める。

第三章の二中第三十条の四の次に次の一条を加える。

（長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用）

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十二号に掲げる権限を道路管理者に代わって行う場合について準用する。

第三十四条の三中「第二条第二項第八号に規定する」を「第二条第二項第八号の」に改め、同条第二号中「道路管理者」の下に「又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村」

を加え、同条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とする。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（歩行者の通行の安全の確保に資する道路の改築）

第三十五条の二 法第四十七条の五第一項の政令で定める道路の改築は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置
- 二 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。）

三 横断歩道橋の設置

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第三十五条の三 法第四十八条の十七第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの（当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

二 道路の通行者又は利用者の一般交通に関し案内を表示する標識

三 自動車駐車場又は自転車駐車場（いずれも道路に接して設けられたものに限る。）

四 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

五 花壇その他道路の緑化のための施設

六 道路に接して設けられた公衆便所

第三十七条第四項中「である都道府県又は指定市」を「である都道府県若しくは指定市又は法第二十七条第二項の規定により第四条第一項第四号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う指定市以外の市町村」に、「存する都道府県又は指定市」を「存する都道府県若しくは指定市又は当該権限を道路管理者に代わつて行う指定市以外の市町村」に改める。

第三十八条の二の見出し中「改築等」を「改築」に改め、同条第一項中「第九十五条の二第一項に規定する」を「第九十五条の二第一項の」に改め、「突角の切取り」を削り、「変更」の下に「（歩道にあつては、その拡幅を除く。）」を加え、同条第二項を削る。

第三十八条の三に次の一項を加える。

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第四号及び第九号に掲げるものとする。

第三十八条の四を次のように改める。

(事務の区分)

第三十八条の四 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第三項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定及び第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

二 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理

することとされている事務（第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

第三十九条第二項第五号中「自動車」の下に「又は自転車」を加え、同項第七号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項を次のように改める。

道路法施行令 （昭和二十七 年政令第四百 七十九号）	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第三項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定及び第三十六条の規定により処理することとさ
-------------------------------------	--

れているものを除く。）

二 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第五条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十七号、第十九号及び第二十号」を「第二十五号、第二十七号及び第二十八号」に改め、「及び第二項」の下に「並びに第六条第一項及び第二項（第一号を除く。）」を加え、「同条第二項中」を「第四条第二項中」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第六条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表第十八条第一項の項中「又は第十五条から前条まで」を「、第十五条、第十六条又

は前条第一項若しくは第二項」に改め、同表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に改め、同表第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の六第一項、第四十八条の十一第二項の項中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項」に改め、同表第四十七条の六第二項の項中「第四十七条の六第二項」を「第四十七条の七第二項」に改め、第十五条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十条第三項、第三十四条から第三十九条まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第

四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の六、第四十七条の九第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百二条第一号、第三号及び第四号、第一百三條、第一百四條の項中「第四十七条の六、第四十七条の九第一項」を「第四十七条の七、第四十七条の十第一項」に改め、「第四十八条の十二」の下に「、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで」を加える。

第十六条中「第四十七条の六第二項」を「第四十七条の七第二項」に改め、同条の表第三十二条第二項

、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三、第四十七條の五、第四十八條第二項及び第四項、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第九十六條第五項の項中「第四十七條の五」を「第四十七條の六」に改め、同表第四十五條第一項、第四十七條の四、第四十七條の六第一項の項中「第四十七條の六第一項」を「第四十七條の七第一項」に改める。

第十八條第一項の表第三十四條の三第二号及び第六号の項中「及び第六号」を削り、「道路管理者」の下に「又は法第十七條第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村」を加え、第十八條第二項の表第十九條の六第一項第一号及び第二項、第十九條の七、第十九條の九、第十九條の十、第十九條の十二から第十九條の十五まで、第三十條の三第一項第一号及び第二項、第三十條の四、第三十四條の三第二号及び第六号の項中「、第三十四條の三第二号及び第六号」を削り、同表に次のように加える。

第三十四條の三第二号

道路管理者又は法第十七條第三項の規定	有料道路管理者
により歩道の新設等を行う指定市以外の	

第十八条第三項の表第三十四条の三第二号及び第六号の項中「及び第六号」を削り、「道路管理者」の下に「又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村」を加える。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第七条 高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ及び第二項中「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に改める。

第十二条の表第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三から第四十七條の五まで、第四十七條の六第一項、第四十七條の九第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十一條第一項から第五項まで、第九十一條第二項

、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百零三条、第一百零四条の項中「から第四十七條の五まで、第四十七條の六第一項、第四十七條の九第一項」を「、第四十七條の四、第四十七條の六、第四十七條の七第一項、第四十七條の十第一項」に改め、「第四十八條第二項及び第四項」の下に「、第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二項」を加え、同表第二十四條の項中「第十三條第三項」の下に「、第十七條第三項」を加え、同表第四十七條の五、第九十一条第一項の項中「第四十七條の五」を「第四十七條の六」に改め、同表第四十七條の六第二項の項中「第四十七條の六第二項」を「第四十七條の七第二項、第四十八條の十八第三項」に改める。

第十三條の表第十九條の七、第十九條の九第二項及び第三項、第十九條の十、第十九條の十二から第十九條の十五まで、第三十條の四、第三十四條の三第二号及び第六号の項中「、第三十四條の三第二号及び第六号」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十四條の三第二号

道路管理者又は法第十七條第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の

国土交通大臣

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第八条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号の四中「並びに第二百八十三条第一項」を「、第二百八十三条第一項、第二百九十四条、第二百九十五条第五項並びに第二百九十八条第四項」に改め、同項第二十五号中「第四十七条の七」を「第四十七条の八、第四十八条の十九」に改める。

(山村振興法施行令の一部改正)

第九条 山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項ただし書中「第四条第一項第十六号及び第十七号」を「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」に改め、同条第五項中「により」の下に「市町村道の道路管理者に代わつて」を加え、「及び第十八号の」を「、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第

一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第六号まで」を「第五号まで」に改める。

第二条の三中「若しくは第六号」を削る。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第十一条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百九十条第三号イ」を「第三百一条第三号イ」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第十二条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一号中「第四十七条の六第一項第一号」を「第四十七条の七第一項第一号」に改める。
(豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正)

第十三条 豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項本文中「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「第四条第一項第十六号及び第十七号」を「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号(いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

第一条第五項中「道府県知事」を「道府県」に、「及び第十八号の」を「、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

(半島振興法施行令の一部改正)

第十四条 半島振興法施行令(昭和六十一年政令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「第四条第一項第十六号及び第十七号」を「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」に改め、同条第五項中「又は第十八号の」を「、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号(いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

(過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正)

第十五条 過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項ただし書中「第四条第一項第十六号及び第十七号」を「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」に改め、同条第五項中「道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十七条の六第一項の規定に

よる協定を締結しよう」を「道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おう」に改め、同条第六項中「第十三号の二又は第十八号の」を「第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる」に改める。

（沖繩振興特別措置法施行令の一部改正）

第十六条 沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項ただし書中「第四条第一項第十六号及び第十七号」を「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第六条各号」を「第六条第二項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第十七条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「前項」を「第二項」に、「第四条第一項第十八号」を「第四条第一項第十八号及び第十九号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第二十六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十八号及び第十九号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

第十一条第一号中「第四条第一項第十六号及び第十七号」を「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十八条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の六第一項、第四十八条の十一第二項の項中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項」に改め、第六条第三項の表

第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四、第三十四条の三第二号及び第六号の項中「、第三十四条の三第二号及び第六号」を削り、同表に次のように加える。

第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	管理有料高速道路承継会社
------------	---	--------------

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「次に」を「道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項第四号、第十四号、第十五号(道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に

限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に「に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項第一号（道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。）又は第二号から第四号まで」を「法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十四号又は第十五号」に改め、同条第三項中「の規定により市町村が道路管理者に代わって行う」を「に規定する市町村の」に改め、同項ただし書中「第四条第一項第十六号及び第十七号」を「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」に改め、同条第四項を削る。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二十条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第三号中「並びに第六章第一節」を「、第六章第一節」に改め、「第四節」の下に「並びに第八章」を加える。

第二百二十条第二号中「及び」の下に「避難経路協定並びに」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）

が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十四号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、第十九条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十五条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。